

< 離縁調停 >

1 概要

感情的な対立や財産上の紛争などが原因となり養親と養子との関係が悪くなった場合など、養親と養子との話し合いがまとまれば、市町村長に離縁の届出を出すことにより、養子縁組関係は解消することになります。しかし、養親と養子の間で話し合いをしてもまとまらない場合や話し合い自体ができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

2 申立人(申立てができる人)

養親

養子（養子が15歳未満のときは離縁後の法定代理人が養子を代理する。）

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所

（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・180円切手×相手方数 110円切手×10枚 20円切手×10枚 10円切手×10枚	

③	申立書・・・原本1通, 写し1通	
④	進行連絡メモ	
⑤	送達場所等の届出書	
⑥	養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ※2 ※3	
⑦	養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ※2 ※3	
⑧	養子が未成年の場合、離縁後に親権者となる者の戸籍謄本(全部事項証明書) ※2 ※3	

提出の際には、必ず「書面を提出される方へ D」を予めご確認ください。

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 3か月以内に発行されたものを提出してください。

※3 同じ書類は1通で足りません。

## 5 その他

【郵送提出の場合の宛先(支部を管轄とするものを除く。)】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付(事件係) あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211(代表)

京都家庭裁判所 家事申立受付(事件係) (受付後は担当の調停係にお問い合わせください。)